

座談会

原子力災害補償をめぐって

出席者

- (司 会) 我妻 栄
- 東京大学教授 鈴木 竹雄
- 東京大学教授 加藤 一郎
- 通産省炭政課長 (前原子力局政策課長) 井上 亮
- 日本原子力発電 常務取締役 福田 治
- 日本原子力発電 常務取締役 堀井 清章
- 常務取締役 長崎 正造
- 東京海上火災 常務取締役 杉村 敬一
- 東京海上火災 常務取締役 大正 海部 副部長
- 大正 海部 副部長

はじめに

一 原子力災害補償二法の成立・経過

二法の必要性と専門部会の答申
二法のしくみ——骨子と問題点
原子力委員会災害補償専門部会の答申

二 損害賠償責任の問題

無過失責任と免責事由——無過失責任の幅
責任の制限と求償権——無過失責任の高さ——
私企業経営からの限度——外国の立法例・措置との比較

三 損害賠償措置の問題

賠償責任保険について
復元引受けの強制
復元の問題
補償立法と保険との調整——原子力責任保険約款の改正
原子力災害と一般の保険
原子力損害賠償紛争審査会・審査会の性格
原子力事業者の立場からの希望
原子力事業従業員と労災法の問題

はじめに

我妻 それでは私が司会をさせていただきます。

わが国の原子力平和利用という問題も最近急速に進歩いたしました。原子力発電会社の設備もだいぶ本格的になったようです。またあちこちの大学の研究炉の計画も具体化されていますが、かような場合にもその候補地になっている土地の住民にとって、一番懸念されることは、万々一災害を生じた場合の賠償措置が法律のうえで十分整っていないこととあります。東海村の関係者からもしばしば強い要望が出されていますし、またこの問題がひっかかって候補地を探すことができないという困った状態に陥っているところもあるようでもあります。そこで政府のほうでも、昭和三年に原子力委員会に原子力損害の補償に関する専門部会を設けて、法律案要綱の審議を委嘱しました。そして、その答申に基づいて政府の責任で二つの法案を立案いたしました。一つは去年の国会に提出して継続審議になり、もう一つはことし上程されて、両方一緒に法律になったのです。この二つの法律と申しますのは、「原子力損害の賠償に関する法律」(昭和三十六年六月一七日法律第一四七号)と「原子力損害賠償補償契約に関する法律」(昭和三十六年六月一七日法律第一四八号)であります。今日はこれに関係のある皆さんにお集まりいただいてお話し願うわけであります。

ここに集まりいただいた大部分の方は、先ほど申しました専門部会の委員であったのですけれども、委員会が答申を作る場合にはいろいろな立場の意見があつて、妥協を余儀なくせられた方もあつただろうと思つています。また答申に基づいて政府が立案される場合にも、他の省との交渉の結果、譲歩しなければならぬ部分もあつたと思つています。そうした妥協や譲歩の結果できた法律の内容については別に説明や解説がなされますから、この座談会では、各自がそれぞれの立場から主張されたことでそれが答申なり法律なりにならわれない点について、忌憚のない意見をお述べ願いたいと思つ

ます。また、部会の委員でなかった方は、第三者の立場で各自の批判的意見をお述べ願いたいと思います。

それでは順序として、二つの法律の成立までの経緯を、当時政策課長として当面の責任者であった井上さんをお願いいたします。

一 原子力災害補償二法の成立・経過

井上 私ただいま通産省炭政課長であります。原子力損害の賠償に関する法律それから原子力損害賠償補償契約に関する法律の作成にあたりましては、科学技術庁原子力局政策課長として約二年半の間立案の責任者であった関係で、お尋ねの点について少し申し上げてみたいと思います。

二法の必要性と専門部会の答申

井上 なぜこの二つの法律が必要になったかということですが、その発端となりましたのは昭和三十一年に日米原子力協定の第一次協定が締結されて、その中ではじめて免責条項という問題が国内で問題となったことであります。

この原子力平和利用につきましては、当時すでに欧米諸国においては研究開発が相当進んでいたわけです。特に原子力発電あるいは原子力船の開発につきましては

ては相当なテンポで進み、原子力発電については今日すでに実用の段階にまで入っています。それから原子力船については現在の状況では採算性に乗りえないという問題点は残っていますけれども、アメリカでは七年先、イギリスでは十年先にはコマーション・ベースに乗るといわれているような段階にきているわけでありまして、すでに技術的には相当深い解明がなされているわけです。政府は、この技術革新による新しい産業を造成していくという決意をかため、昭和三十一年原子力委員会を設立し、その育成策を方針として決定したのです。ところがその原子力産業を成り立たせるための最も大事な前提的要件は、この原子力を平和利用いたします過程で万々一原子力の事故が起こった場合、その災害に対してどのような第三者保護の措置をとるかということでありまして、欧米諸国においてもこれは日本とまったく同じでありまして、原子力災害に対して、すでにアメリカ、イギリス、西独いずれも損害賠償措置に関する法律が施行されておりました。その内容といたしましては、原子力災害は巨額な災害が予想される。その場合原子力事業者だけの資力では第三者保護に十全を期したいので公衆に不安を与えないためには、国家が何等かの形式において賠償責任に任ずるような措置が各国ともにとられているわけでありまして。

こういった各国の損害賠償制度を背景にして日本におきましてもおくれればせながら原子力の平和利用をやっていくという場合に、原子炉設置に対する地元の不安を除き、第三者保護をはかる見地からどのような制度を作るかということ、昭和三十三年二月に原子力委員会は原子力の災害補償に関して海外調査団を派遣いたしますと同時に、一月には第一回の原子力災害補償専門部会を開催したわけでありまして。それ以来昭和三十六年五月まで数十回に及びこの専門部会を開き熱心に御討議いただいたわけでありまして。昭和三十四年二月二日には原子力災害補償専門部会の答申をいただきました。私も原子力行政を担当しているものとしては、この答申書を受けましてできるだけこの答申の線に忠実なようにということで作成したわけでありまして。今日ひるがえってこの答申書を拝見いたしました。おそらく原子力損害賠償に関する法律体系として、最も望ましい内容ではないかと今更ながら考えているわけです。当時この答申を受けまして、法律の原案はこの答申書に忠実なというところで作ったのですが、内容につきましては、特に損害賠償の責任の問題、それから損害に対する国の措置などにつきましてはこの答申にあるようなすっきりした考え方を日本政府としていまだとりえない事情にあったわけでありまして。これは

当時の担当者である私としてはきわめて遺憾であります。政府部内における激しい討論の結果妥協として現在のような法律案の内容になったわけでありまして。しかし立法の精神としては今後とも専門部会の答申が重大な意義をもっているものと考えています。

二法のしくみ——骨子と問題点

公衆の保護と原子力事業の維持

井上 それから次に、この二法につきまして、簡単にその骨子と問題になった点を申し上げてみたいと思います。

まず原子力損害の賠償に関する法律であります。これが、いわば本法の形になっていて、もう一つは本法に基づく国の補償契約法であります。

本法の目的であります。これは「原子炉の運転等により原子力損害が生じた場合における損害賠償に関する基本的制度を定め、もつて被害者の保護を図り、及び原子力事業の健全な発達に資することを目的とする。」ということでありまして。政府部内の討論に際して、第一条の目的から大論争になったのです。その問題点を簡単にごひろういたしますと、私どもが本法を作成しようとした目的は、原子力の平和利用を推進していくときに最も問題になる万々一起る被害者に対して、被害者をどういう体制で保護してい

くか、この被害者の保護をはかると同時に原子力損害賠償の責任をもつ原子力産業の経営の破綻する虞れのあるような形の賠償措置では困るので、この法律の立法趣旨は、被害者の保護をはかるといふことと原子力事業の経営を健全に育てていくという趣旨を生かして損害賠償が完全に行える体制を作ることが必要だと考えていたわけでありませう。これに対して、当初関係官庁の担当官は、原子力事業の健全な発達に資するために国が助成措置を講ずることはできるけれども被害者の保護を国が直接責任を負う形ではかるといふことはできないと主張された。

由來日本の財政支出の考え方、国の財政支出面における役割としては、第三者たる被害者に対して直接損害賠償責任を負うことが負って支払うという前例は明治以來ない。このような前例を作るとは他の産業災害についても波及し、国の財政負担は膨大なものとなる虞れのあることを懸念し、この法体系全体を通じて、被害者の保護をはかるといふことは目的の中に入れるべきでない。むしろ原子力事業の健全な発達に資するという立場から、国が事業者に対して損害賠償が経営を破綻させることなく行われるように援助をするというような思想であるべきだ。その援助の過程を通じて事業者が被害者に対して賠償支払いができるようにすればいいのではないかというような考え

方があったわけでありませう。しかし各国の立法の趣旨をみても、第一にあげられているのは公衆の保護である。ことに国家の経済政策の要請によって、原子力産業が必要だ、政府もこれを将来のエネルギー政策の中核とするため育成することに国の方針として決定している場合に、その産業を操業してゆく過程に不幸にして生ずる災害に対して被害者の保護について十全を期しえない限り、原子力産業は立地問題で先ず行きつまずり、周辺住民との間の紛争も絶えず、安定して成長しないという考え方を私どもは持っていましたので、どうしてもこの目的の中に被害者の保護をはかるといふ言葉が入らなないと、法の体系をなさないと考え、主張をくりかえし、立案の最終段階でこの「被害者の保護を図り」という言葉が入ったわけでありませう。しかしただいま申しましたような考え方は、法体系の中でときどき出て参るわけでありませう。

事業者の従業員損害

井上 それから次に問題になったのは第二条の「定義」であります。第二条第二項の最後に「ただし、次条の規定により損害を賠償する責に任ずべき原子力事業者の受けた損害及び当該原子力事業者の従業員の業務上受けた損害を除く。」この事業者の従業員の損害については、本法は一応対象外においたという点であ

ります。この点についてはいろいろ見方があると思ひますけれども、諸外国においては従業員業務上の損害については、比較的労災補償保険体系が完備していますので、形式上は賠償法案の中でみている国とみてない国と両方ありますけれども、実質は労災補償保険体系でめんどろをみるという形になっていきます。本法案の作成に際しても最初の原案には従業員の業務上受けた損害も本法に含めて考えたこともありましたが、従業員の労災補償体系との関係もありなお今後勉強すべきだということ、一応この法律においては除いて、第三者保護の法案に一致したわけでありませう。この従業員の労災については、差当り労災補償保険体系でみていくという考え方をとっているわけです。しかし本法と労災補償保険との関係については、なお今後とも研究して解決する必要があると思ひます。

無過失責任の原則

井上 それから第二章以下で、損害賠償についての法体系に入るわけでありませう。まず第三条において無過失責任の原則をうたい、ここに民法の例外規定をおいたわけでありませう。「原子炉の運転の際、当該原子炉の運転等により原子力損害を与えたときは、当該原子炉の運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責に任ずる」という規定をおいた

のですが、ここにただし書が入ってしまして「ただし、その損害が異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によって生じたものであるときは、この限りでない」、この点は専門部会でも相当長時間ご議論をいただいた点であります。これは無過失責任の原則を原子力事業者に適用したが、諸外国の例にもあるように不可抗力の特に強い天災地変や社会的動乱の場合に、一体原子力事業者に最後まで賠償責任を負わすべきかどうかという点について、結論的にはこういう表現のただし書きをおいたのであります。全体の体系としては、無過失賠償責任と原子力事業者に対する責任集中ということが一つの柱になっているわけでありませう。

なお第五条に求償権の規定をおいてあるのですが、専門部会で求償権に関して特約を認めるか認めないか、あるいは故意過失の場合の求償権の考え方をどうすべきかというようご議論があったわけでありませう。

損害賠償措置

井上 次に第三章で損害賠償措置についての内容をうたっています。ここではまず体系の前提として、「原子力事業者は、原子力損害を賠償するための措置を講じていなければ、原子炉の運転等をしてはならない。」ということがあって、その前提のもとに損害賠償措置として一工場も

しくは一事業所当たり五〇億円までの損害賠償措置を講じなければいけない。これは原子力損害賠償責任保険と原子力損害賠償補償契約から供託というものが措置の内容になっていますが、そういう形で賠償措置を講じてなければいけないという体系を作ったわけであります。

なお補償契約の趣旨としましては、民間の責任保険契約によっては埋めることができない原子力損害について——これは民間の責任保険契約では地震とかその他義務違反的な問題については保険の対象にならないという保険約款になっているので、第三者保護という観点から穴に納まっている点については、国が補償契約で間隙の生じないように穴埋めをするという建前でこの補償契約という考え方をとったのであります。これは国が事業者と契約を結ぶ、これについては別の法律で詳しく規定してあるわけであります。

五〇億円までの損害賠償措置については以上申したことで一応間隙のない体制がとりうるかと思いますが、原子力災害の規模が一体どの程度になるかということにつきましては各国ともにはっきりした見通しがないわけでありまして、英国あたりは五〇億以上の損害はありえないという考え方をとっています。これは原子力に関する災害補償賠償体系を作るときに英国の議会の論議を通じて、

政府当局はそういう確信を議会でひろうしています。英国の保険は五〇億以上の保険能力があるにかかわらず五〇億円以上の災害というものはめったにありえないという観点で、英国においては五〇億以上の損害が起こったときには議会が措置することになっていくわけであり、しかしアメリカでは二〇〇〇億以上の国家補償を行っており、西独においても五〇〇億程度の国の補償措置があり、どの程度まで損害が起こるかという点については、各国とも確たるものはないわけであり、しかも原子炉を技術的に検討しても二重、三重に、安全装置がしてあるので、めったに事故はありえないとみな確信しています。しかし、万一数百億の損害がないということも仮定としてはいいきれないというような意味で、当初の原案においては英国方式なし西独方式を考えてみたのですが、この辺政府内ではげんげしい討論を行なった結果、五〇億円までは先ほどの措置で間隙のないようにし、それ以上の損害が不幸にして起こった場合には第一六条において「この法律の目的を達成するため必要

がある」と認めるときは、原子力事業者に対し、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行なうものとする。」という規定をおいたのですが、これは必ず行なうというふうに読んでいるわけであり、一六条の「かつ、この法律の目的

を達成するため必要がある」と認めるときは「この辺を相当長時間かけて議論したわけで、この読み方としては被害者を泣き寝入りさせない、あるいは事業の健全な発達を阻害させないために必要な場合には原子力事業者に対して政府はかならず必要な援助をいたします」と趣旨に読んでいるわけでありまして、この辺の表現が少し手ぬるいという御批判もあるけれども政府のこの一六条の運用の方針としては決して手ぬるいものではない、国会における大臣の答弁でも、一人の被害者も泣かせないという方針である、といっておられるがそういう考え方でいるわけであり、

紛争審査会など

井上 それから一八条で損害賠償問題にからんで紛争が起こったときに紛争審査会というものを設けて、この紛争審査会で和解の仲介とか損害の調査とか評価を行なって、できるだけ第三者保護の目的をはたし、かつまた原子力事業の健全な発達に資するようにしていきたいという制度が一応作られています。

それから第一九条であります、これは政府内ではげんげしく議論したところであり、それは一六条の国の措置内容が、諸外国の立法例に比べて、あるいは災害補償専門部会の答申書に比べて非常にゆるい表現になっていきますので、これ

だけでは政府の措置について不安の念を国民に与えてもいけないというので特に入った条文であります。

以上がこの本法の骨子であります。

損害賠償補償契約法

井上 なおもう一つの原子力損害賠償補償契約に関する法律であります、これは本法を受けた政府と民間事業者との間の補償契約に関する技術的な法律であります。

まず原子力事業者は損害賠償措置として民間と責任保険契約をするわけ、その場合にこの責任保険契約では埋めることのできない原子力損害について政府と補償契約をするわけですが、その補償する内容についてはこの補償契約法の第三条で四号ばかり列挙してあります。第一は地震、噴火、第二は正常運転、第三は後発性障害についての問題、この三つについては明らかに民間の責任保険契約によって保険会社が免責になっている問題であります。いわゆる客観的な事由によって生ずる損害について保険会社は責任を負わないといっているものであります。それから第四号の「前三号に掲げるもの以外の原子力損害であつて政令で定めるもの」というのは、客観的なものも将来あるかもしれない、それから保険会社がともみられないというようにうなことがあればこれは四号でカバーし

なければならぬ。そのほか主観的な要因すなわち義務違反の場合、保険会社はこれに対して保険の支払いをしない建前の約款ができていくわけです。これでは万一原子力事業者が——そういうことはありえないと思いますが、不注意によって通知義務を怠ったために被害者が泣くということがあつてはならない。人間のすることですから万一ないということもいえないというところで、念のためにこの四号を入れて、そういう場合でも補償契約の対象にいたしますという体制を作ったわけでありませう。この点についてはやはり政府部内で相当はげしい議論があつたのですが、最後は実情論も加味して、これは必要であるということと特別にお認めいただいたわけでありませう。おもな法律のしくみにつきましては以上申し上げましたとうりでありませう。

原子力委員会災害補償

専門部会の答申

我妻 大へん詳しくお話し下さいましたので、これから話し合いを進めていくうえの基盤がはつきりしたようです。

なお、部会からの答申の線に沿って立案することに努力したけれども、必ずしも答申どおりにはいかなかったというお話があつたのですが、その点私からちょっと説明しておこうと思ひます。

答申のほうは法律よりもはるかにす

きりしています。というのは、まず第一に原子力事業者は責任保険をつけよ、これは強制的だ。ところが、この責任保険には、いわば幅と高さにと限界がある。幅というのは、責任保険ではカバーしてくれない事項があるということです。それから高さのほうは五〇億、これは一応保険のほうでまきまつているから、それ以上に災害を生じたときには保険でカバーしえない。そこで第二に、このカバーしえない幅と高さの欠陥は全部国家補償をするという建前をとる、もっとも、その国家補償は必ずしも国家の終局的負担に帰するといふのではない。欠陥を生ずる原因によつては国家から事業者に対して求償していこうという考え方でありませう。もう少し詳しくいふと、事業者の一番けしからぬ場合だと思はれるのは、責任保険契約に関して告知義務違反とか通知義務違反とかということがあつたら、当然カバーしてくれるはずの事故が生じた場合にも、当該保険契約が効力を生じないために保険金が支払われないことになる。これはもちろん事業者の責任ですけれども、被害者からいへば事業者に過失があつたかどうかは関係のないことですか。被害者保護のために国家がまず賠償をしてやる、そして金額を事業者から求償するという方法をとる。それからつきは地震、噴火、正常運転の結果が累積して生じた損害及びいわゆる後発的な損害、

かような損害は、事柄自体が保険でカバーしてくれない損害ですから、当然国家が補償する。そして工作物の設置または保存に瑕疵があつたという場合にだけ国が事業者に対して求償することができるとする。以上の二つが横幅についての欠陥の問題です。ついでに申しますと、あとで問題になるように原子力事業者は、無過失責任を負うのすべしけれども、異常に巨大な天災地変または社会的動乱のときには責任がないことになっていませう。答申案でも事業者の責任についてはかような制限を認めておりますが、重要なことはその場合でももちろん国家が被害者に対して賠償をしてやるということとです。事業者に対する求償はむろんいたしません。かようにして、横の欠陥は全部国家の第一次的責任で埋めるのです。それから高さのほうの欠陥すなわち、五〇億円では埋まらない大きな災害を生じたときには、事業者がこれを賠償するだけの資力がなければ国家がそれを補償する。そして求償の問題は事業者に故意または重大な過失があつたときだけ求償権をもつというふうにしたのであります。

繰り返して申しますと、横の欠陥も縦の欠陥もすべて国家が必要に応じて、被害者保護の立場から賠償の責任を負う。事業者との関係は国家との間の内部的な関係として求償権の問題として処理していこう、というふうにしたのであります。むろん求償をなしうる場合は、いままも申しましたように事故を生じた原因あるいは保険金かたれなかつた原因がどこにあるかということによつて区別していただきますから、法律の規定としては相当こまかなことになるでしょう。しかし、全体の仕組はすこぶるすっきりしたものだといえると思ひます。

それから、いいおとしましたが、政府がそのような横と高さの不足なところを補うためには、原子力事業者から補償料を納付させておくことも必要であろうという答申をしていますから、その点もやはり法律として規定しなければならぬこととなります。ですから、このたび成立した二つの法律のこまかな点についてみれば、それほど違つたことにはならないかと思はれます。然し、考え方は、この法律の思想とは根本的に違つていませう。この法律は事業者の賠償責任を中核として、国がいろいろの面で支柱を与えるというやり方です。ですから、支柱が欠けてはいないか、不十分ではないかといつて細かな点について検討しなければなりません。答申案では、少なくとも被害者の立場からいへば、そうした心配は全然ありません。このことは私個人として考えるだけでなく、部会としてのまとまつた意見としてそういう答申をしたのであります。

要するに、部会の答申案と違った法律ができた以上、問題は、この法律の運用に当って被害者の保護に欠けるところがないかどうかということに帰着するでしょう。しかし、それはあとのこととして、この法案の骨子である第三条の無過失責任について、そのほうの権威者の加藤君に第三者としてごらんになった批判を願いたいと思います。

二 損害賠償責任の問題

無過失責任と免責事由——無過失責任の幅——

加藤 私は今お話のあった災害補償部会には出ていませんでしたので、そのこまかい御議論はよく存じませんが、外からみた場合の疑問や感想を申し上げてみたいと思います。まず原子力災害についての無過失責任というのはどの国でもきめていることです。その根拠としては、一種の危険責任だといえる。こういう危険な事業を、危険があると知りながら施設を作ってやる以上は、当然そこから生じた損害を賠償すべきだということの基本だと思えます。また無過失責任を認めないと、原子炉を作ろうと思ってもおそらく住民の反対が強くて作れないという問題も起こるでしょう。今の民法でいくと、原子力事業者が過失があれば過失責任として責任を負う（民七〇九条・

七一五条）また原子炉になると、おそらく「土地の工作物」ということに解釈上なっていくと思うのですが、そうすると民法七一九条の工作物所有者の責任の規定がかぶるわけです。そして、いずれにしても、おそらく普通の場合には責任があるということになると思うのですけれども、その場合の被害者側の立証が非常にむずかしい。ことに原子力は技術的に非常に高度のもので、被害者から過失の立証をすることが困難ですし、また工作物責任が無過失責任だとしても、その要件として「工作物の設置または保存の瑕疵」ということがありますから、瑕疵があったか否かという立証問題がやはり残る。そうすれば、そういう厄介なまた不確実な立証問題をなくして、いちおう全部原子力事業者の側で責任を負うという体制にしておくのが適当な行き方だと思われれます。その点で法律が正面から無過失責任を認めたのは、当然のことかもしれませんが、大へんけっこうなことだと思えます。

免責事由の範囲

加藤 そこで次に問題になるのは、その免責事由の範囲です。無過失責任といっても、何でもかんでもすべて絶対的な責任を負わせるというわけにいかないのが、多くの立法では無過失責任を認めながら、他方で不可抗力的なものを免責事

由としています。もっとも、その範囲は国によってもまちまちで、とくにドイツの原子力法などは免責事由を全然認めていないのです。その解説をみると、免責を社会的に正当づけるような事故というものは原子力については考えられない。原子炉を作る以上は一切の障害を避けることが必要だ。たとえば地震とか洪水とかの危険はあるが、それは設置場所とかあるいは保安基準とかを十分考慮して設置すべきである。あるいは飛行機が墜落するということもあるけれども、これは今日のように航空交通がひんぱんになったときには不可抗力的な事故とはいえない。そこで、免責事由を考えるとすれば、内乱とか戦争とかの場合だけになる。しかし、この場合には国家組織が全面的に動乱状態に陥ってしまう。そのあとの点は説明を見てもよくわからないのですが、そういう場合のことまで規定してむだだという趣旨なんだろうか。ともかく、これについても全然免責規定をおいていません。日本でも、ドイツのように免責事由を全部なくするという態度も考えられるわけですが、日本は地震が一番心配されるわけで、原子炉の設置場所を考えるといっても、日本全体がいわば地震帯の上に乗っているようなものですから、全部責任を負わせることもむりがあるだろう。そこでこれをどういう形で免責事由にしていこうかと興味を持つ

てみていたのです。そうしたら、表現としては大へんうまいというか、ずるいというか、「異常に巨大な天災地変又は社会的動乱」という言葉で免責事由が表現されることになったわけです。

そこで立案者の方にお伺いしたいのは、これは答申そのままの文句になっているのかどうか、それから「異常に巨大な」とは具体的にどの程度のものをいうのか、よく関東大震災がひきあいに出されますけれども、それと比較してどういうことになるのですか。

「異常に巨大な」の意味

井上 ただいまの免責の問題、これは答申では特に不可抗力性の強いものに限るべきであるという考え方で、異常かつ巨大な自然的または社会的災害という内容その内容を的確に表現する努力のなさることが望ましい、こういう表現になっています。これはOECCの法律の内容にこういう表現があったと思えます。ただ加藤先生もいわれたように異常かつ巨大な自然的または社会的災害では内容規定が不十分で、一体この立法趣旨はどのようなことになるのか、これは私も私どもは国会の質疑応答を通じてこれらの点を明らかにしたいということでも考えていたわけです。これは専門部会でもずいぶん御議論をいただいたわけでありまして、そして法案では「異常に巨大な天災

地変」という言葉を使っています。少なくとも関東大震災の三倍以上くらいい地震これはいまだかつてない想像を絶した地震というようなものを一応考えているわけです。およそ想像ができる、あるいは経験的にもあったというのは、この「異常に巨大な天災地変」の中には一応含まれないという解釈をしているわけです。

加藤 これは関東大震災のように今までのものが入らないことは当然でしょうが、その三倍から五倍からか、そこから辺になるときめ手がなくなる。今おっしゃった三倍という見当は、現在作っている原子炉が大体そういう基準でできているのですか。

井上 一応そういうことも考慮の中に入っていたわけです。東海村の建設中のコールドホールの設計基準が、大体関東大震災の二倍程度の地震にたえうるような設計ということになっていますが、一応ここでは少なくとも常識で考えられない、歴史上いまだかつてないようなという趣旨です。

国家の補償と求償権

我妻 これは僕の個人的な意見ですが、答申案では保険のカバーしない事故のときには全部国家が補償する、そしてあと求償権の問題にする。その求償権は事業者の工作物の設置保存に瑕疵があったときにだけ求償するというようにして

いるわけでしょう。ですから今の巨大かつなんとかという場合には、もちろん求償権がないわけです。その場合に、国からの求償権のない根拠を説明するためには、事業者の無過失責任もそこまでは及ばないのだから求償権は問題にならないというか、それとも工作物の設置または保存の瑕疵が原因となったのではないから求償権がないというか、いずれにしても程度の差になるだけで、それほど深刻な問題にならないのです。だから答申では的確にすることが望ましいといっているけれども、それはいわば大義名分——事業者は無過失責任といっても、こんなひどいときまで責任を負わせるつもりではないといきまで責任を宣告しているものではないという大原則を宣告しているものと僕は考えていたのです。ところがそれが立場が逆になりました。この部分は事業者も責任がないから国家も責任がない、そして災害救助でやる。つまり伊勢湾台風と同じに取り扱うというのです。

その点非常に残念で、こうなるのだたらあそこでもっと考えておくべきだったのじゃないかという気持ちもするのです。加藤 これが国の措置のほうに入っていればいとおう問題がないわけですが、災害救助では金が出るのか出ないのかほとんどにわからないので困りますね。そして、被害者のほうからみると、災害が起ったのはやはりそこに原子炉を作ったからだ、普通ならばもっと少ない損害

ですんでいたのに、原子炉があったために損害が非常に大きくなったのだという気持はどうしても避けられない。ですから、どうしても十分の救助をしてほしいということになりますね。

井上 なおこの「社会的動乱」という言葉は、一応戦争と内乱だけを考えています。これは専門部会でも大体そういう御意見でありました。

責任の制限と求償権——無過失責任の高さ——

我妻 無過失責任の幅の問題はそれくらいにして、高さの問題はどうでしょう。この法案では事業者はたとい保険がカバーしてくれなくても、損害が五〇億以上になったときは、いわゆる青天井に責任を負う。この点は答申案でも理論としてはそうなっています。しかし、五〇億をこえて賠償させるには事業者に資金がない。被害者をほっておくわけにもいかないというときには国が補償するので。そして原子力事業者に故意または重大な過失があるときにのみ求償権を行使するというのですから、そこにゆとりがあります。もっともこの点は理論的には割り切れないかもしれない。なぜなら、はじめに青天井の責任があるといっておいて、資金がないから国家がかわって賠償するというなら、常に求償権があつてしかるべきだ。それなのに、故意または

事業者と青天井の責任

重大な過失があるときにだけ求償するというのは一貫しないといわれそうだからです。しかし、原子力事業という前例のない特異な大事業を国が助成してゆこうという場合には、一方被害者のために万全の措置を講じ、他方事業者のために十分採算のとれるような態度をとるべきです。従って、事業者が破産するまで求償権は行使する。但し、事業者が破産するときは別に助成する、といってみても、論理的満足以上のものではない。すべてを考慮して求償権の行使をさし控えるという方が正直でしょう。それが答申の考え方です。ところが法律ではそうならない。ここでも国家は当然の責任は責任理論とは過失がなくとも責任を負うことですが、しかし経営する事業との関係上、おのずから横にも制限があり、高さにも制限があるというのが、むしろ無過失責任の理論の根本にあることではなからうかと考えられるのです。その点福田さんが部会で強調されたことですが、福田さんの意見をここで話して下さい。

福田 とにかくこういう法案ができたのですから、これによってやらざるをえません。が、われわれもこの法案を審議したときに、事業者としての立場からみた場合、無過失責任であつてしかもその責

任には、限度がないということは、考え方としてもおかしいし、また実際問題として何百億というような事故が万一起った場合に、五〇億まではとにかく保険でカバーできる。五〇億をこえる金額については国が援助するが、その援助額は五〇億円をオーバーした金額を援助すると決っていないで、そのときの情勢に応じていろいろ変わりうるだろうし、その内容も非常に不明確である。従って五〇億円と援助とで損害額が全部カバーされない場合第三者のうけた損害額との間にはカバーできない不足額が起こりうるだろう。そうするとその不足する損害額については事業者の責任は青天井であるから再び事業者が責任を負わなければならないだろう。ところがそれでは事業者はつぶれてしまうということにもなるし、ひいては被害者の保護ということにおいても欠けるだろう。特に事業が破産する、どうにもならぬ事態が起こりうるのだということでは、やはり事業者として経営上問題がある。それは結局こういう事業が健全に発達していないのだということになるので、事業者としての立場ではやはり青天井の責任を負っているのだということはどうも困るという意味のことを再三三々したのです。結局われわれは、諸外国においてこういうことの観念が確立したならば、そういうことになら

って日本も当然事業者の負う責任には限

度をおくのだというふうはこの法律を改正していただきたい。いずれにしても事業者としては、青天井という考えは、今後原子力事業を健全に発達させていくゆえんではないのじゃないか。そういうふうにご考えているわけでありませう。

五〇億円と責任限度

井上 この点は関係官庁との協議に際してすいぶん議論したわけですが、最終的にまとまりましたこの法律の内容は、五〇億までは保険なりなんなりで損害賠償措置を講ずる。それ以上の災害を生じた場合には、法律の目的を達成するため必要があるときは、国が援助するという趣旨です。

それではなぜこの責任制限の思想がこの法案の中に入らなかったかという点、五〇億円まではそういうことですが、それ以上は援助という思想をとったものですか、五〇億円だけでは少額すぎると考えられたためです。たとえばかりに五〇〇億なら五〇〇億の損害が起こったときにそこまでは国がきちっとみてあげますという体制があれば、それ以上は責任制限をしてもいいということが出来るわけですけれども、五〇億程度でそれ以上については原子力事業者は責任がないというところは、個人の財産権の侵害とか、請求権の重大な制限になるのじゃないか、憲法上も疑義があるというような

意見もありまして、五〇億円にきってそれ以上は国の援助という形にしたために、責任制限の規定が入りえなかったというのが実状です。誤解のないように申し上げますが、国の援助も実際には青天井に援助して被害者を泣かさないという思想であります。ただし一六条二項で「前項の援助は、国会の議決により政府に属させられた権限の範囲内において行なうものとする。」という言葉があるから、青天井というのはいいすぎですが、政府並びに国会がこの第三者保護をすべきたという最大の努力をしたその範囲内ということになっていきます。ですから原子力事業者としても、この法体系で破産を心配されることは絶対ないと思えます。

鈴木 専門部会で補償契約について議論をしていたときに、横ももちろんカバーするけれども、私としては、むしろ高さのほうの補償に重点をおいて考えていたので、その点がまったく違うものになってしまった。つまり、その高さについて、五〇億のものをたとえば二〇〇億まで持っていくか、三〇〇億まで持っていくか、さらに五〇〇億まで持っていくか、それにはいろいろの考え方があってしょうがそのところをとにかく合理化して、その部分については事業者から補償料をとって、国が契約的な形で補償すべきだと考えていただけに、この高さの

ほうが全然なくなってしまったのは、名前は同じ補償契約でも、重要ななかが骨抜きになったという感じは禁じえませぬ。

我妻 骨抜きになるかもしれません。ただ高さのほうの難点は、五〇億というのは現在の日本の引き受け能力というところまで五〇億にきまったので、五〇億と比べておけば現在の事業から生ずる危険の考えうるほとんど大部分をカバーするだろうということでもなると、そこできるといふこともずっと強く前面に出てくるだろうと思うのですが、ただ五〇億というものはそういう根拠がないものですか……根本の問題は被害者になんら迷惑をかけない、国家が背負って立つという立場からいくと、あと求償権の問題ということになるわけでしょう。ところがそうではなくてどこまでも集中の責任を中心にしてそれを援助するとか救助するという考え方でいくものですか、今のようになつたのだらうと思ふのです。

福田 そうだと思います。

井上 それから今鈴木先生のおっしゃった線も、私も政府部内で討論したのですが、それが五〇億円であつた援助という形になったためにとりえなかったということなんです。

福田 だから私は五〇億というのを事業者の責任限度にしてくれという意味で

はなくて、五〇億とそれにプラス国が援助する——援助という言葉は気にいらないのです。補償として、その補償した両方がプラスしたもので事業者の負う責任はそこが限度なんだ、それ以上は追及される根拠はないのだということにしてあげば事柄は簡明になったんじゃないかと思うのです。

私企業経営からの限度——外国の立法例・措置との比較——

我妻 それから私企業としてやらせておいて無過失責任を課する以上は、その責任には横も高さもおのずから限度があるのではないか。その企業を経営しているくうえにおいて、長い目でみた計算から合理的な範囲がおのずから出てくるはずで、それを無視して、社会的動乱であらうと何であろうと、またその損害額がどんなに多くなろうとも、責任を免れないというのは、無過失責任を認めていることと両立しない。逆にいえば無過失責任については過失がないという、こっちはほうだけ強いわれているけれども、私企業として認める以上おのずから高さの幅の制限があつてしるべきじゃないか。

加藤 私もそのとうりだと思えます。諸外国で原子力責任について責任制限を認めていない国はほとんどないのです。そして、外国の憲法が日本以上に財産権

の制限についてゆるやかだとも思われないうのに、違憲の問題は起こっていないのですから、日本だって憲法違反という問題は起こらないと思うのです。責任制限の根拠として、ドイツの原子力法の説明をみると、無過失責任を負わせるのはいけれども、それは計算が可能でなければならぬ。そうでなければ私企業としての採算がとれない。私企業があえてやるというためには責任制限が必要だ。そうでないとわずかの過ちから無限の責任を負う危険がある。しかも無限責任というのは、理論的にいっても、不可避の要件ではない。国民経済上の意義のために事業をあえてやらせるからには、責任制限も是認される。また、責任制限の金額も五億マルク(四五〇億円)で低くはなく、国家補償がなければずっと低いところで事業者の経済力が汲み尽されてしまふ、つまり破産して賠償が払えなくなるといことを考えればそれで不当ではない、といっています。福田さんは私企業の立場から責任制限がなければ困るといわれたけれども、これは私企業の存立ということだけでなく、大きくみれば国の原子力政策の問題になる。国としては原子力産業が育たなければ困るわけですから、そういう政策的な立場からいっても、ドイツのように責任制限を認めるべきじゃないか。先ほど井上さんは国の援助も青

天井の建前だから事業者に迷惑をかけることはないとおっしゃったが、一六条二項でやはり限度がある。もし事業者に迷惑をかけないという趣旨ならば、今の五〇億のところをイギリスやスイスのように責任制限をおいて、あとは国が責任をもって援助するのだということではないはずなんです。それがはつきりしないで、事業者に計算不可能のような青天井の責任を負わせるというのは、もし利益があればいちはおろはき出させようというつもりのようにも見える。それではやはり原子力産業の育成という点から実際に困るのではないかと疑問を持つのです。

井上 先ほどの憲法違反の疑いありということ、憲法違反の疑いがあるからおかないというはつきりした議論もなかったのです。ただ討論の過程でそういう議論が起こったのは、アメリカでは民間保険六〇〇万ドル(二一六億円)のうえに五億ドル(一八〇億円)、これは国家補償をいたします。五億ドルをこえる災害については責任はありませんという責任制限をしている。それからドイツも四五〇億円までは国が補償いたしますということなんです。そうだとすると諸外国では国がきちんと補償措置として出すということであるとすると、原子力損害の規模というものはわからないけれども、アメリカでもドイツでもこれだけの災害があるとは思ってないかもしれないけれども、一応こういう考え方があれば、日本でも五〇億円までの損害賠償措置ということでは、諸外国の立法例からみても、そこで責任制限をするのはちょっとどうだろうか、問題がありはしないかという考え方です。

それから一六条二項の問題ですが、これはたしかに無限の国の援助ではないわけですが、この条項がある限り、しかしここでいっている「国会の議決により政府に属させられた権限の範囲内」というのは、単に予算の範囲内ということではなくて、国会においても万一不幸にして五〇億をこえるような大災害が起こったときには、慎重に審議をして予算措置なり立法措置を講じて遺憾のないようにする。特にこの法律の目的の被害者保護と事業の健全な発達という二つの見地から十分な措置をとりたい、こういう趣旨でありますから、ある意味では一六条二項の予算措置以外の立法措置で、国がここまで援助をしようということになれば、それ以上は責任を制限してやってもいいんじゃないか。そうすれば原子力事業者が心配している筋は一応解消するんじゃないか。しかしこういう表現ですから、約束はできないわけですね。

加藤 こういう法律になった以上は、井上さんのおっしゃるような十分な措置がとられるように期待したいのですが、一六条の規定からすると相当弱い、諸外国の例に比べると弱いということとはたし

かだと思ひます。

憲法違反論ということ

加藤 それからさっきの憲法違反論と
いうのはいろいろところで顔を出して
論じられる問題で、この際少しはつきり
しておいたほうがいいと思うのです。た
とえば、諸外国では航空機責任とか自動
車責任とかの場合は、一方では無過失責
任にしながら、他方では責任制限をおい
ているわけです。日本も国際条約に入っ
ていく場合には常にそういう問題が出て
くるので、これは制限額が合理的であり
さえすれば憲法違反ではないということ
をはつきりさせておきたいと思ひます。

鈴木 そんなことをいえば、船舶所有
者の責任制限だつて問題になるでしょ
う。それは昔からあつた法律だといつて
も、憲法違反であれば、新憲法と同時に
失効していなければならぬと思ひます。政
策的な主張を憲法違反の名をかりてやる
のは、いたるところで行なわれる悪い風
潮だと思ひますが、もし政府部内はまだ
そういう議論があつたとしたら、はなは
だよくないことだと思ひます。

三 損害賠償措置の問題

我妻 無過失責任はそれくらいにし
て、次に損害賠償措置の問題で、責任保
険について保険関係者のほうから説明願

いまいしょうか。

賠償責任保険について

長崎 それでは賠償責任保険について
少し申し上げます。

まず、どうして民間の保険会社が対象
件数も少なく、保険の経験統計もなく、災
害統計も十分でないという平均のとれ
ない保険をやるか。被保険者の重過失に
よる賠償責任を担保したり、第三者に対
する、求償権もない賠償責任保険をやる
か。そんな危ないことをやってもいいの
か。アメリカやイギリスでやっているか
らといつて、日本では事情も違ふし、危な
いじゃないかという考えもあると思ひま
す。そういう点につきましてもとにか
く原子力発電あるいは原子力の関連事業
というものを民営でやっていくという以
上、やはり民営の保険会社としてはそう
いったリスクにとりくんで、原子力企業
の要請にこたえていくということが民間
保険会社の使命でもあり大切なことじゃ
ないか、そういう考え方はじまつたわ
けであります。その場合にやはり分相応
なところに線を画しておかなければなら
ない。民間保険として守るべき限界は厳
格に守つていかなければならない。その
限界ということとは、つまり保険会社とい
うのは多くの契約者から金を集めて、火
災保険とか海上保険とかというのをや
つて、大火とか風水害とかというようなこ

とに對して保険金を払っているわけ
です。そういう既存の保険事業に對して悪
い影響を及ぼしてまでこういう仕事をや
つてはぐあいが悪いわけです。そこでま
ずどこまでこういう保険に資金をさきう
るだろうかといふことを検討したので
す。当時の保険会社の資本金とか資本勘
定の積立金とかといふものからいつて、
その五割一五億円くらいはこれに當てて
も大丈夫である。それを原子力財産保険
と責任保険と半々にして責任保険のほう
に七億五〇〇万円くらいはさく。とにか
く一五億円くらいまでは出して、一般
の保険契約者、被保険者に迷惑をかける
ことはないだろう、こう考えたわけ
です。

その基本ができればあとは再保険とい
うことがあるわけで、再保険のほうはロ
ンドンの保険市場というのが一番大きな
市場ですから、そこと交渉しました。そ
して責任保険のほうでは五〇億円までは
いけるといふめどがついたわけでありま
す。この元受責任を五〇億に限定すると
いふのが守らなければならぬ一番大事
な限界であるわけです。しかしこの限界
を守つて、その支払い能力といふものを
有効に使うにはいろいろなくふうがある
のです。原子力保険には、財産保険と責
任保険の二種類があつて原子力施設の財
産保険だけでも、二〇〇億、三〇〇億と
いうような施設が近い将来にできる。そ

のほかに火災保険みたいにまわりの住民
がほとんど原子力財産保険や傷害保険を
つけたといふことでは、限界を守ること
はできない。その限界を守る一つのくふ
うとして原子力事業者に損害賠償責任を
集中していただく。そして財産保険のほ
うは原子力施設だけに限つて、ほかの原
子力保険は全部責任保険という形でや
つて、そこに限界を設ければいいのじゃ
ないか。そこでこの賠償法の責任集中とい
ふことは、保険のうえからしても非常に
望ましい。むしろ保険をやつていくうえ
で一つの前提になる規定であるわけであ
ります。

それから次に責任限度を設けるとい
つても、そこには何か基準がなければなら
ないわけで、普通財産保険では財産の価
額を、責任保険では一回の事故による賠
償額とか一人当りの賠償額とかいふもの
を基準にするのですが、この原子力災害
の場合には事故の後発性といふことがあ
り、一回の事故を基準にしたのではかり
に五〇億円という制限を設けてもうまく
いかない。一億円の損害が起つて、そ
れに引き続いて間もなく九九億円の損害
が起つたといふようなことがあつたと
しても、それは神様でなければ区分がつか
ないのです。二つの事故があつてから
数年たつて放射能の被害、人体の被害に
對する請求が起つてくるわけでありま
す。そうするとそれがどつちの事故で起

のほかに火災保険みたいにまわりの住民
がほとんど原子力財産保険や傷害保険を
つけたといふことでは、限界を守ること
はできない。その限界を守る一つのくふ
うとして原子力事業者に損害賠償責任を
集中していただく。そして財産保険のほ
うは原子力施設だけに限つて、ほかの原
子力保険は全部責任保険という形でや
つて、そこに限界を設ければいいのじゃ
ないか。そこでこの賠償法の責任集中とい
ふことは、保険のうえからしても非常に
望ましい。むしろ保険をやつていくうえ
で一つの前提になる規定であるわけであ
ります。

こったのかわからないということになるわけですから、結局一事故五〇億円という限度を設けてもどっちで起ったかわからないから振り分けがつかず六〇億、八〇億あるいは最高一〇〇億というようにどこまで責任を負わざるをえないということになって、一事故いくらという決め方では意味をなさない。これでは大前提がぐらついてくるので、そこで賠償責任保険の場合にはアメリカでもイギリスでもそうですが、一原子炉の存続期間中を単位として責任の限度を定める、これを保険会社としては極力主張したのである。これが法律の第七条一項の「工場若しくは一事業所当たり」という基準で限度が設けられることになったゆえんであると思います。

そのほかいろいろな問題があるわけですが、この保険の性質上やはり国際的に危険を分散していく。すなわち再保険を海外に出して一件当りの保有額を適正に保つとともに受再保も行い対象件数をふやしてできるだけ大数の法則が働くように努力する。こういう保険には本質的に国際的な再保険の協力が要です。五〇億円のうち七億五〇〇〇万円だけ日本市場で保有し、四二億五〇〇〇万円は外国へいくわけですから、その意味からいってもいろいろ国際的な制約がある。保険約款も国際的なわくから外れるわけにはゆきません。また、たとえば地震なんかの

問題ですが、日本の地震は非常に危険なものとの国際的にもなされているということ、なかなかうまく再保険もさばけないということになるのですが、今後このような制約はできるだけ排除するよう努力していかねければならないと思います。とにかく専門部会はじめ関係方面の御理解によって分相応な保険ということを責めることができるというふうな考えです。

それから保険会社は原子力保険に割りあてた資金をできるだけ有効に使うために保険プールというものを作って、個々の保険会社が不当なえり好のみをして保険を大きく受たり少く受たり、断わったりそういうようなことができないようにのがちりやるということにしています。そのほかこういう特殊な保険ですから、収支は長期的に平均をとる必要があります。そこで、この保険料収入を積み立てた責任準備金に対して法人税上の特別の措置をしていただくというようなことにもなっているわけがあります。

保険引受けの強制

我妻 保険はいろいろな点が問題になったのですけれども、事業者が申し込んだら必ず保険契約を締結しなければならぬというのがたい問題になりましたね。

長崎 私、専門部会へ出て一番心配した点は、保険引受けの強制という問題

と、保険の内容を法律であるいは政令で制約しようという動きでした。こういうことになる、保険会社は海外保険市場との間にはさまってさじを投げなければならぬようなことが起りかねないし、また保険会社をよるこんではたらかせる所

でもないと考えました。いまの引受け強制の問題は、ことに自動車保険でそういう悪例があるし、非常に気にしていたわけです。プリンシプルとして、コマアシヤルな保険は危険を選択する自由が保留されなければならぬ。また、保険会社の危険防止の機能というが、損害防止が十分でないというようなものについては契約を拒絶する自由を持たせておくということが、かえって国民経済的にも役に立つというような考え方が基本にあってもいいんじゃないか。いずれにせよ、保険を受けなければならぬということも法律でうたっていたら必要はないし、ただかない方がかえってうまくゆくと

いうふうに私たちは考えているわけ

です。

我妻 体面の問題ですね。

加藤 自動車の場合、保険を拒絶されてそれじゃ自動車の運転をやめようという者はいないでしょう。だから事故あるいは損害の防止機能はあまりないと思います。トラックなんかは任意保険では

強制しながら、事故をたびたび起こした者はだんだん保険料を高くしていくという制度を考えて、保険料の問題として解決するほうがいいと思いますね。

復元の問題

我妻 それから復元の問題……。これは事故で原子炉が全くこわれてしまっただけに立たなくなつたから新しく作らなければならぬというふうな大災害が起ったときは理想的にいくのですが、一〇億円くらいの損害があつて、その後数年たつて三〇億円くらいの損害、しかも原子炉が全然だめにならないで命があるというときには一番困る。五〇億を限度として減らしていくのですからね……。

杉村 復元の問題は非常にむずかしい問題でして、この五〇億円というのは保険会社の負担能力というものが基礎になつてアグリゲート・リミットをおいたというわけがあります。それが原子力責任保険契約をはじめは長期契約の構想で、長期保険としてやるということで立案してきたのですが、途中で英国のほうから種々の事情から年契約にしてくれという要請があつて、実質的には後発性損害分があるのはいわば内容的には長期契約のような建前で、形式としては年契約になった。それに対してたとえば二〇億円の事故が起つた場合にすぐ復元してしまつと、はじめ五〇億円という金額をきつ

た意味がなくなる。そこでわれわれとしては苦しい立場にあるわけで、これは理論的にはいろいろ問題があるわけですが、でも、実際の事例をみると、一九五八年の一〇月でしたか英国のウィンズケールの原子炉がウィグナー・レリーズの失敗から金屬燃料が燃えて事故を起こして、二〇〇平方マイルという大きな地域に放射性物質が飛散しました。これによって周囲の牧草を汚染したので、その牛乳を全部処分しなければならぬ。それが第三者賠償責任を生じた世界的に大きな事故のはじめたものなんです。それで大体七〇〇万円ほどの損害賠償を支払った。そのあと原子炉をどうしたかという、コールド・ホールのごとくにウィンズケールの原子炉があつて、その原子炉は事故を起こしたということですが活動できない。今年の春そこへ行ってみてきたのですがウィンズケールの炉は永久閉鎖になっていまして、炉の運転もずっととめているわけです。小さい事故の場合は復元に応ずることはたやすいけれども、そういう大きな事故の場合はどうしても一定期間炉をとめなければならぬということだが、現実の問題として出てくるのじゃないか。英国では一九五九年『原子力施設（許可及び保険）法』という原子力施設の設定許可と保険とを一緒にした法律ができておりまして、その法律の中でカバー・ピリオドという概念

を導入しています。カバー・ピリオドのクッションを経て復元命令を受けようという体制になっています。だからわれわれはそういう小さな事故の場合は別として、非常に大きな事故があつて、しかも大修繕をしなければならぬ。しかも原子力については今日相当未知の分野もあるわけで、その事故の原因が何処にあつたか、また今後どういふふうに変更していったらいいかという検討も相当期間要しましょうし、起こった事故のまわりの放射能その他から、人的な障害あるいは物的な損害、その事故による第三者賠償の損害額の全貌がつかめれば、保険者としても新しく復元するという処置に應ずることもできるけれども、現実問題としては炉を相当期間閉鎖しなければならぬいし、その間にカバー・ピリオドにたような概念が行なわれていけば、あとで復元のみちも出てくるのじゃないかと思

います。

井上 実際問題としてこの法律の立て方では、損害賠償措置つまり民間保険にかかってなければ原子炉の運転等をしてはならないということになっていますから、第三者保護の措置としては運転させないということではないかと思うけれども、しかしこの復元の問題からんで、技術的にみて事故を起こしたあと修繕その他も十分だから再開してもいいのだというときに、つまり法律的に復元命令を出してもいいような段階だといふとき

に、保険のほうは困るということがあるのかどうか、その考え方がいいかんで、政府のほうの措置としては被害者保護に欠けることのないような措置はできるけれども、原子力事業者としてはやはり不安があるのじゃないでしょうか。とにかく発電できなかったら大へんな問題です。

福田 そうですね。そして原子力発電所でないところで起きた事故も一括しているわけですから、燃料の輸送で事故を起こしても賠償措置額が不足したということでも発電できないということになつては……。

杉村 その点はことしの四月にロンドンで原子力保険の国際会議がありまして、そこでも国際輸送の問題、核危険物質の国際輸送過程の保険をどういふふう

に処理していくかという問題はその主要議題の一つであつて、そこでは陸上原子炉のサイトの責任保険ポリシーとは別個に輸送関係の責任保険を引き受けるポリシーを出そうということになっていま

す。われわれとしても近々アメリカから日本の民間原子炉に濃縮ウランを輸送して

てくるということがあるので、その準備のために、現在国際輸送関係の責任保険を新しく原子力保険のカテゴリーに入

れまして、只今大蔵省当局と認可の折衝をしているわけです。それはこのサイト・ポリシーとは別ワクで賠償責任を持

るといふような形になっていきますので、その点は御心配はないと思います。

長崎 これは必ず復元を引き受けるというのをいわないだけのこと、損害防止など完全なものとして再出発する場合には、やはり十分考慮するといふ……。

杉村 完全なものとして再出発されるということであれば、そこに実際問題として必ず相当の期間があると思うのです。そうすればいろいろなモニターング・システムや被災者登録制などが完備していれば、事故による損害の全貌といふことの大体のことはつかめるのじゃないかと思うのです。

復元の場合の保険料

加藤 復元の場合は保険料はどういうことになるのですか。

杉村 保険料はそういう事故を起こした原子炉の客観的な危険率でまざるわけですから、新しく修繕した炉について相当詳細なサーベイ・リポートをいただいて、それできめるといふことになると思うのですが、その点各国とも現在までそういう事例がありません。

我妻 なかなかむずかしいところだね。五〇億のうち一〇億の保険金を払って、まだ四〇億残っている。それも考慮に入れるわけでしょう。

杉村 そうです。

井上 私どもの立場では、政府の安全審査専門部会あたりが技術的に再開していいという結論が出れば、保険会社もできるだけその線に同調していただけたらありがたいと思うのです。

我妻 契約強制はないけれども、そういう穴はあけないという……。

福田 そういうところにたしかに問題がありますね。

杉村 いま料率のお話が出ましたが、この保険をはじめ前に、日本の原子炉がまだ動き出さないうちに、われわれとしては原子力保険は外国の受再保険から勉強を始めたのです。アメリカの料率とか英国の料率とかフランスの料率制度というものが、ポイント・システムで相当詳細にできているのです。これは現在の火災保険みたいにタリフを作ってやるということはできないけれども、基本になるのは炉の型とか、出力、炉の用途、そういうような炉に関する内部的な危険率、それからその炉の外の、たとえば立地条件とか、まわりの人口、財産、原子炉の中の放射能の何分の幾つが出た場合に、どのくらいの範囲に及ぶかということを試算して——これはアメリカのブルックヘブンの研究所からリポートが出ていますので、そういうものも参考にして、現在まだほんとうに詳細な料率というものは出せないわけですが、そういうふうにして原子炉個々の詳細なサーベイ

・リポートをとって検討して、料率を原子炉個々につまりインディビジュアルにきめていく必要があると思います。そしてわれわれとしてはことしのはじめに東海村の原子力研究所の一号炉、および二号炉に対して五億円の原子力責任保険証券を事実に出して、その料率について大蔵省当局の認可を受けて引き受けているわけがありますけれども、近くさらに大学に設置されます炉や民間の炉も稼働しますので、そういうものも着々準備を進めています。

補償立法と保険との調整——
原子力責任保険約款の改正

杉村 話は変わりますが、原子力損害の賠償に関する法律とそれに基づく補償契約法、この二法と保険契約の内容の調整という問題がありまして、この補償立法と保険との調整の問題も四月のロンドンの原子力保険の国際会議の主要議題の一つになっていたのです。こんどわが国でも原子力災害の補償に関する二つの立法ができて、民間損害保険が原子力政策に協力する立場から、できる限り保険のプリンシプルは守りながら、他方責任保険であるということが、やはり重要な点でありますのでわれわれとしても出来るだけの努力をしているのです。こうした立場からこんどの二法ができるにつれて、大蔵省及び原子力当局と折衝して

原子力責任保険約款の改正を近く実施したいと思っています。

その改正の方向を簡単に申し上げますと、告知義務違反とか通知義務違反とかあった場合に保険が解除されたのでは困るので、その場合にも実際は解除しなくてもよいような措置をあらかじめ講じておきたい。それにはどういうふうにするにたいかということをいろいろ研究して、原子力責任保険証券の中の約款に、現在原子炉規制法の下で原子炉設置の許可の際に申請すべき重要事項があるので、それに保険証券でいう告知義務の内容をできるだけあわせておくことにしたのです。またさらに途中で原子炉施設の内容を変更されたり、用法を変更されたりする場合の変更に申請及び届出、また場合によっては検査の結果必要とされる構造または用法の変更、そういうものも原子力局のほうに申請が出来ますね。その申請の内容と保険の方の通知事項の重要事項とをあわせて、それを保険証券の中に織り込んで、できるだけ実際上通知義務違反が起らないようにしていきたい。二法が施行になるまで九ヵ月ありますので、その間に完全にしたいと思っています。

井上 ぜひお願いしたいと思えます。
我妻 それは日本だけですか。再保険のときにひっかかりませんか。
杉村 勿論英国の再保険者とも相談し

ていますが、再保険者の要求するワラントイとも一致すると思います。そのほかにサイトの責任保険契約は年契約になるので、契約を更改するときに何かの手違いがあって忘れたということがあってもいけないので、そういうようなときも原子力局の方と保険プールの方と相互に連絡してできるだけ穴のあかないようにしていきたい。

それからさらに事故が発生してからの通知義務違反の問題、いろいろこまかい問題があるわけですが、そういうときにも保険者のほうで支払いをどうするかこうするとかペナルティみたいなものを今までの約款は設けていたのですが、それも損害額の認定の問題を別として保険証券の面からとって一般の商法の規定にゆずったわけがあります。

それから社会的動乱というようないくつかの問題ですが、これも実際解決する場合の解釈基準が食い違っているわけがないものから、現在保険証券で使っている戦争とか内乱とか謀反とか色々用語があるわけですがそういうような用語をここでは「社会的動乱」というのだということを列挙しまして、それも保険証券面の訂正をして実際問題とのギャップが起らないようにしていきたいと思っています。
それからアメリカなどから原子炉を輸入する場合に、外国のメーカーが一番気に入っている点は、故意とか重過失——

アメリカの法律と日本の法律とだいたい違っていますから、むこうの人たちは日本法にいう故意とはどういふものかなかなかわかりにくいのです。そういう点もあるの、事業者の故意というのは取締役会の決議とか、代表取締役の行為とかいふふうにできるだけ範囲をせばめたものにしていきたい。今までは責任保険証券面に被保険者拡張特約保険条項というのを添附して、所謂被保険者群というものを作って、メーカー、サブライヤーの故意、そういうものは担保しないというふうに規定していたのですが、今回これを改めて記名被保険者つまり原子炉のオーナー・オペレーターの故意だけに限って、担保しない建前とするように、これも訂正していきたいと思えます。

以上が原子力責任保険約款の改正の主要な点であります。つまり現在は「被保険者拡張特約条項」というのがあって、オムニバス・クローズでメーカー、サブライヤーを含めた軽過失、重過失、そういうものを持っているわけです。それが今度二法ができて、責任の集中というところが法律的に行なわれる。従って現在の「被保険者拡張特約条項」のオムニバス・クローズというのが不用になるわけです。これを削除する。それから求償権の問題で、法律としては集中をうたいながら若干抜け穴があるので、それを実際の保険の面で行うだけ責任の集中をし

ていきたい。それは国際的な再保険の問題もあるので、英国のプールがそういうような要望を持っていて、今後はメーカーとかサブライヤー、そういうものに対する求償権をいかなる他人に対しても、その理由のいかんを問わず放棄する、そういうような趣旨を新しく「求償権放棄特約条項」の中にうたいまして、さらにそのうえに保険者としてはそういう事業者が持っている求償権を代位取得しないという条項を付け加えているわけです。

井上 そのために保険料が高くなるように法律で特約を認めているので

杉村 こういうような完全なチャネリング・オブ・ライヤビリティがあると、外国のメーカーからの資材の供給ということも円滑にいくし、それらの問題もこれで解決していくと思うのです。

それから国の援助の問題につきましても、外国のメーカーと折衝していますとやはりこれを一番気にしています。保険というものはおのずから限度があるものですから、そのうえの国家補償というものを援助ということではなく今後安全な国家補償制度の形にしていきたいと思っています。

加藤 責任集中の法律のうえでの不備を保険のほうでカバーされていくということは大へんけっこうだと思えますけれど

ども、法律は求償権を認める方向にいったものですね。

我妻 ただサブライヤー業者間では、なかなか求償権を認めてないでしょう。加藤 業者の故意というものは、どういふ場合があるでしょう。一体会社の故意とは何だろうか。

我妻 それも一種の大義名分だね。国際会議ではあまり評判がよくないという話だよ。

加藤 あまり故意を気にすることはないのじゃないかと思えますがね。

原子力災害と一般の保険

鈴木 ちょっと伺いたいのですが、そうすると、原子力保険以外の保険では、原子力災害が免責条項の中に入るわけですか。

長崎 そうです。現在火災保険、傷害保険、動産包括保険などには免責条項が入っています。ただ問題は運送保険です。第三条二項で「当該燃料物質の受取人である原子力事業者がその損害を賠償する責に任ずる」ということになっていますが、輸入される核燃料はあまり危険はないのです。ただ使用済燃料みたいにアメリカとかイギリスに返送される貨物のほうに危険がある。ところが受取人は外国の原子力事業者であるということですから、この三条二項というものはあまり効果をあらわさないのですね。これはこれ

からの問題なんですか。

井上 この法律の趣旨は、外国に返送するというような場合その受取人はむこうの会社ではないのです。その場合は三条の一項に戻りまして、「原子炉の運転等の際」云々とあって、その「運転等」というのは、二条に「原子炉の運転等」とは、次の各号に掲げるもの及びこれらに附随してする核燃料物質の運搬、貯蔵又は廃棄をいう」という定義がある。だから「原子炉の運転等」の中には、核燃料物質の運搬が入るのです。ですから三条二項に該当しないときには、一項に戻るわけです。従って外国に送り返すというときには、責任は外国の受取人ではなくて、こっこの原子力事業者になるわけです。我妻 受け取るのが外国の事業者だったらどうなるのか。

井上 この法律は外国の事業者にまで適用はないだろうという意味で、一項のほうに戻るわけです。

長崎 そういうことであるならば、この法律の施行されている地域内で起こった事故は全部原子力事業者の責任になるから、国内輸送とか領海内の沿岸輸送の損害保険なんか免責でいくことが可能になるわけです。

福田 それはそうだろうと思えます。だから復元というものが問題になるわけです。船で送ったものが事故になって、そのために原子炉が動かさない。とんで

もないところに事故が起こって、炉は何でもないのに運転をとめておかなければならないことがある。また原子炉の発電所の構内であっても、燃料をストックしている場合がある。その場合に何かの原因で事故を起こした。炉は何でもないが、ストックしている燃料で事故を起こしたというときに炉は、運転できないという。

杉村 今の福田さんのお話の中の輸送の場合は別に輸送責任保険でサイトとは別枠で担保しますから、これは、さきほどお話申上げましたように御心配はないと思います。

復元命令が出ないとき

我妻 復元命令が出なければどうだろう。

井上 事故を起こして復元命令が出ないような状態というのは、原子炉の運転をとめたままじゃないでしょうか。

我妻 燃料を送り返すときに事故があったら一〇億円の保険金を払ってもらったという場合に、まだ四〇億あるだろう。その場合に復元命令が出なければ炉のほうは運転継続してはいかぬかな。

井上 そのときは七条三項で運転できるわけです。

我妻 そこで炉の復元命令が出るほど大きかったら、炉のほうもとめなければいけない。

加藤 その場合あとやってもだいじょうぶだというときに復元命令を出す。復元しないで続けてやろうというときには問題があるので、そのときは停止処分みたいなものをやるつもりでしょうね。

井上 実際上は炉の運転停止を命ずるということですから、問題は起こらないだろうという考え方です。

加藤 軽微なもので、停止をしなればそのままやっていける。一度停止して復元して続けていいということになれば復元命令が出るという形になるわけですね。

井上 サイト主義をとったものですから、隣にある炉が事故を起こして、そのためにこっちにある炉まで動かさないのはどうかという配慮があつて七条三項をおいたのです。

責任集中と青天井の責任

鈴木 責任集中と青天井の責任の関係についてだが、実際にはほかの人のやった行為についてまで原子力事業者だけが責任を負って、しかも、その責任が青天井だというのは何とんでも、ひどすぎるという感じがしますね。

加藤 第三者の行為も原子力事業者としては十分チェックしなければいけないという考えじゃないでしょうか。

鈴木 しかし、チェックしなければいけないといつても、むこうから送ってき

た機械とか材料とかそういうものについてはチェックのしようがないものもあるわけなので、それを無過失責任にして、しかも無限に負えというのは、青天井の不当さがよけいこく感じられる。自分のところで、たとえば組立をした、その仕方が悪かったことによる責任のようなものじゃないのですからね。

四 原子力損害賠償紛争審査会・その他の問題

審査会の性格

我妻 それでは最後に、原子力損害が起きたときの紛争審査会の問題です。これは専門部会の答申では、行政委員会を伴ったという答申だったので、原子力損害賠償処理委員会という行政委員会を設けて、損害賠償の支払い計画、支払い方法の樹立及びその実施並びに損害賠償に関する紛争の処理を行なうものとするということになっていたので、そのときの考えでは、原子力損害が起きたということになる、範囲が広汎にわたるし、被害者の数も非常に多いだろう。そういう連中が個々に裁判所に訴えて金をもらうというふうなことはとうてい考えられない。そこで司法裁判所に行く前に行政委員会がこれを調査して計画を立てて賠償を実施する。そしてそのやり方が不当

であるときには、最終的には司法裁判所に不服の訴えを持っていくが、それは高等裁判所にする。現在ある他の行政委員会と同じような答申であったのですが、法律になったのは答申の行政委員会の仕事のうちの一番軽易な紛争に関する仲裁という仕事だけになってしまったのです。これはおそらく行政委員会というのに対して現在の政府の考え方が非常に消極的で、できるだけ行政委員会なんというものは作るまいという根本方針の一つのあらわれだろうと思います。この紛争審査会が有能に活動すれば大体そこでおさまるのかもしれないけれども、何か心もとないような気がしますが、皆さんの考えはどうなんでしょうか。

鈴木 これはそういった配分の実施のようなことは当事者に勝手にやらせるという意味なんですか、それとも原子力局がそこに相当ふみこんで世話をやくつもりなんですか。

井上 私どもの当初の原案は、答申案の線でご考えていたのです。そして関係方面と議論したのですが、そのときに相当強い反対があったのです。これはただいま我妻先生がおっしゃったようなことが一番大きな理由だと思えます。

もう一つの理由はやはり原子力災害の起こる可能性の議論なんです。これはもうめつたに起こらないだろう。原子力の技術も相当進歩していますし、災害は五

〇年に一ぺんあるか、あるいは運転よろしきをえれば、そういう事故はありえないのじゃないかというような考え方が支配的で、行政機関というのは措置としてもあるいは機構からいってもちょっといきすぎるのじゃないか。これはもう少しひんぱんに起こる可能性、危険性があれば別だけれども、めったに起こらないこととあればということ。だからといって原子力損害の評価の問題とかあるいは損害を受けた人に対してどのような方策で賠償をスムーズに行なうかとかいろいろ研究しておく問題はたくさんあると思います。そういう平時においてやるべきことはたくさんあるのですが、そういうようなことは原子力委員会に専門部会をおいて、そこで不断にいろいろ損害が起こったときに迅速に第三者に損害賠償が行なわれるような対策なり、措置なり、評価基準なりというこまかいところまで勉強しておけば、万一起ったときに本法にあるような審査会を作れる。そのときに審査会をおいても十分迅速に損害調査から評価からできるじゃないか。

それからまた紛争があったときに、これは紛争はおそらく被害者と原子力事業者の間、あるいは保険会社との関係になるかもしれないけれども、そのときにこの機関が専門的に勉強していた知識をもって仲介の労にあたれば、権威のある仲介機関にもなるわけですから、相当、的確

迅速に問題が処理できるのじゃないかというところで、これは政府の諮問機関でないんじゃないかという考え方になっていくわけです。

常置機関か臨時機関か、その機能は

我妻 諮問機関にして政府がせわをやるという考え方ですね。ただ問題が二つあるのです。常置の機関にするか臨時の機関にするかという問題が一つ、それから臨時にせよ常置にせよ設けられるものが、いわゆる司法的な機能まで含む権限のあるものにするか、単なる和解の仲介にするかという問題。はじめの常置にするかどうかという問題は、原子力事故は五〇年に一ぺんあるか一〇〇年に一ぺんあるかわからない。のみならず、常に研究しておかなければならないことは原子力委員会で行なわれる。だから常置の機関は必要でないだろう、それはそのとうりだと思えます。けれどもその調査しておいた知識と資料をひっさげて万一の場合に委員会が活動するときと和解の仲介だけで十分かどうかはまた別問題でしょう。どうも行政委員会で行なう処理していったほうがよりの確にやれるのじゃないかという感じもするのですがね。

井上 その点はまったくそうだと思うのです。おそらくこれは裁判所も判断は非常にむずかしいと思います。データを集めるだけでも大へんです。しかし本法

にあるような審査会があれば、こういうところで一応調査された内容だとか評価の考え方とかというものは、やはり裁判所においても参考にされましようから、その意味では……。

我妻 事実上はここで作成した案がおそらくのまれるのだろうとは思いますがね。

鈴木 ただ答申でこのような委員会をつくることにした考え方からすると、万一事故が起った場合には、非常に多数の損害が出てくる可能性がある。従って、その多数の被害者に公平、迅速に賠償をしなければならぬが、それには委員会の仕事をただ紛争の処理に限るというのでは、どうであろうか。あとは原子力局がやるつもりなら、そのことを法律の面に書いておかないと、保険会社が勝手にやってしまうんじゃないかという気がしますがね。

我妻 この委員会が紛争の仲介、和解の仲介をやるというその前に、不幸にして起きた損害を調査し評価し賠償金支払の案は作るのだ。だから事実上その案に基づいて、その案をのませるつもりなんだろう、またのむという予想だろう。

井上 審査会がこういう問題については一番権威があるだろう。そうだとすればこういう案は双方ものむだろう。それから保険の裁定にもこの審査会を使っていたかどうかということです。だから保険

上の争いがあっても、審査会の裁定に従うというような実際上の運用でやってみれば、相当円滑にいくのじゃないかという考え方をしたので。

鈴木 もっとも、委員会が動き出すような事態が生じたらそれこそ大変なことですね。

加藤 実際に大きな事故が起きれば、原子力事業者も賠償を個々には払わないし、保険会社も金を払わないということになって、紛争という形になる。そこでここに乗せて、まとめて解決するということになるのかもしれないね。

我妻 だから行政委員会というものは気にいらぬからおきたくない。いろいろ考えてみると、おこななくてもおいたと同じような効果をおさめるだろう、そういうことだろうね。

堀井さん何か御発言ありませんか。

原子力事業者の立場からの希望

堀井 私のほうは研究炉などについてはオーナー・オペレーターという立場でもありますが、主として機器とかサービスの供給者という立場が主であります。この立場からみるとにかく皆さんの御尽力で多少の問題は残しながらも先般法案が国会を通過したということは今後完全なものになるための一つのステップとして非常に喜んでいるわけです。また将来この問題については国際的などりきめ

ができたりすることによってさらにこれが修正され、完全なものになっていくことを希望しているわけだ。

供給者としての立場は先ほどから話が出ていとおり求償権の問題でありまして、その点についてはいろいろむずかしい法律上の議論もあると思いますけれども、供給者という立場が、日本で作って日本のオーナー・オペレーターの方に供給するというだけではないに、外国から輸入して供給するというようなこともある関係上、日本の法律が外国にわかりにくいというか、あるいは複雑な形におかれています、いろいろの疑義を生じまして、具体的取引の上で支障があるというようなことが現実にもありうるわけであります。そういう点について支障のないように外国にもわかりやすいような形のものが出てくることを希望しているわけです。

保険料と補償料の料率の問題

堀井 これは小さい話になりますが保険料と補償料の料率の問題があります。補償料は本法の目的である原子力事業の健全な発展を期する意味からもおそらくアメリカのように手数料程度でやっていただけだろうと期待してのではありませんが、保険料でも実はこんな特殊保険がどんどんできると、こういうものの保険料がだんだん累加されていくわけ

です。ところがこの法案のそもそもの趣旨は、保険でカバーできないところは国家が補償するという立場なんでしょう。そうすると保険会社が大きいに勉強されて風水害その他特殊な危険に対する保険をどんどんお作りになると、結局業者の支払う保険料と補償料の総計はだんだん高くなる理屈です。そんな保険がなければ当然政府が補償してくれるのに、新しい保険が工夫されたばかりにその保険をかけるなければならぬという矛盾があるということ、商売人として申し上げておきます。

井上 その点率直に申し上げさせていただきますと、補償契約法の第三条で、保険でみることのできない穴については政府が補償するというので、列挙主義で書いてあります。これを列挙主義にしました趣旨は、やはり地震とか噴火とか正常運転とか後発性障害とか、あるいは第四号で規定するかもしれないいろいろな問題、これについてはできるだけ列挙しておいたほうが事業者には有利ではあるまいかという気持があったわけです。保険会社の方にははなはだあいすまないのですけれども、将来再保険市場で応じましょうといわれると、これは再保険市場の考え方が日本の地震というものに対して非常に恐怖心を持っているので、再保険に充当するということになる、事業者の負担としては相当大きくなるのじゃないか。

いか。むしろこういうものは国の補償契約の対象にはつきり列挙主義でしておいたほうがいいのではなからうかという配慮があったわけだ。表むきの議論はありませんでしたけれども……。

ういうことになりまして補償料はこの損害発生の見込みを考慮してもそんなに高くないというふうな原子力局では考えているわけだ。

か。(笑)

井上 「補償料は補償契約金額に、補償損失の発生の見込み、補償契約に関する国の事務取扱費等を勘案して政令で定める料率を乗じて得た金額に相当する金額とする」ということになっているわけです。結局この字句そのまま読めば、保険料的な性格です。国会における答弁でも、これは保険料的な性格のものであるというふうにいっています。提案大臣なり原子力委員の方の国会での御答弁では、国の事務取扱費に重点をおいて考へべきだという思想を述べておられたのです。

堀井 それから、これはちょっと突飛な考え方も知れませんが、私は、事業者に対しては保険業者が全危険をカバーして下さる。そして本来の保険でカバーされない部分については、保険会社が政府に対して再保険……じゃなくて、補償契約を締結されるという工合にいかないものでしょうかね。そうしてもらえば、事業者は保険会社にだけ必要な書類と保険料・補償料の合計料金を支払っておけばどんな損害もカバーしてもらえらることになって安心である。あとはこの方面の専門家である保険業者の方で政府と然るべくやってもらえれば、事業者としては書類作成も手続も二重にならずに済むし、損害発生ときも、やれ保険の対象だ、いや補償の対象だといった議論の渦中に入らなくてよいことになりました。これは虫のよい考え方ですかね。

我妻 しかし、もう一つのほうのポジションを勘案するというのが、まったくわからない。

福田 それからこれはその後私の方で考えていることですが、この法律では第二条の二項で「原子力事業者の

井上 実際問題として正常運転による事故ということもめったに起こらないと思えますし、それから地震、噴火に対しても、耐震計はしっかりできていますので、こういうこともめったに起こらない。

福田 それからこれはその後私の方で考えていることですが、この法律では第二条の二項で「原子力事業者の

それから後発性障害も十年間は民間保険

福田 それからこれはその後私の方で考えていることですが、この法律では第二条の二項で「原子力事業者の

以降の確率からいってもあまりない、そ

福田 それからこれはその後私の方で考えていることですが、この法律では第二条の二項で「原子力事業者の

以降の確率からいってもあまりない、そ

福田 それからこれはその後私の方で考えていることですが、この法律では第二条の二項で「原子力事業者の

以降の確率からいってもあまりない、そ

福田 それからこれはその後私の方で考えていることですが、この法律では第二条の二項で「原子力事業者の

以降の確率からいってもあまりない、そ

福田 それからこれはその後私の方で考えていることですが、この法律では第二条の二項で「原子力事業者の

従業員の仕事上受けた損害を除く」ということになって、これは労災法でやるのだという考え方になっているわけです。しかし労災法と第三者に対する補償というものの間には、ちょっと懸隔ができてくるんじゃないか。たとえば第三者の障害の場合は、子孫に対する遺伝というようなことも考えなければならぬ。しかし労災法では個人だから、その間の子供がどうなるということはカバーできない。そうすると労災法ではカバーできない問題があつて、従業員と第三者との間に隔りが起こってくる。やはりこれは労災法ではなくて、原子力災害補償法案でやるのだという建前にしていただいたほうがいいんじゃないか。そういう問題が従業員の中では多少起こってきている

のです。井上 この点は専門部会で今後御検討をいただくのがいいんじゃないかと思ひます。労働者の災害補償の問題が一番心残りといへば心残りです。福田 雇っている個人がけがをしたとかんとかということができるけれどもやはり従業員の業務上の損害は労災法でやるのだということだけでは、ちょっと救いきれない、第三者の場合とは同じにならないんじゃないか。

井上 ただどっちが手あつかいという事は、いちがいにいいきれないので加藤 私もその点を申し上げようと思つていたので。遺伝の場合もそうだけれども慰謝料も労災では払わないので

調整「外為総合収支約一億三百万ドル、戦後最大の赤字」自治省、選挙制度審議会に定数は正の二案を提示

日誌

昭三六・九・一六から昭三六・九・三〇まで

- 九月一六日 台風16号、阪神に上陸、近畿、新潟に大被害
- 西側四カ国外相会議おわる
- 九月一七日 北富士問題やと解決—四団体側政府案のむ
- 西独総選挙投票日
- 九月一八日 ハマーシールド事務総長ら墜死—中央アフリカ・北ロデーシアで
- 「法による世界平和」アジア会議ひらく
- ソ連また太平洋でロケット実験

- 九月一九日 医療費の緊急是正で中央社会保険医療協議会—医師会不参で答申も出す
- 学力テストに「神奈川方式」
- 九月二〇日 憲法調査会総会、「改革是非の問題点要綱」を承認、社会・民社に参加呼びかけ
- 米ソ両国軍縮交渉八原則共同宣言を国連に提出
- 国鉄労組、実力行使中止—新ダイヤで要員六千増
- 武州鉄道汚職で橋元運輸相夫妻を逮捕
- 九月二一日 国際収支の改善策、各省間で最終

- 九月二二日 調整「外為総合収支約一億三百万ドル、戦後最大の赤字」自治省、選挙制度審議会に定数は正の二案を提示
- 武州鉄道汚職で永田大映社長逮捕
- 労働力テスト神奈川方式に、文部省が再検討を望む
- 菅生公判「傍聴記」の名誉棄損事件、正木ひろし氏の訴えを東京地裁認容
- 九月二三日 小坂外相、国連総会で演説
- 対島沖で韓国漁船を捕獲
- 九月二四日 ソ連たび太平洋で新型ロケットに成功

- ソ連核実験抗議「フェニックス号」出港
- 九月二五日 第三九臨時国会召集—自民、懲罰動議出席
- 民社党、憲法調査会への参加拒否
- 武州鉄道事件、滝島社長らを再逮捕、平沼増銀頭取も拘置
- 日ソ文化交流とりきめのための公文案をソ連に手渡す
- 労働問題懇談会を懇話会に改組
- 九月二六日 国会正常化申し合わせ成る
- 貿易、為替自由化促進閣僚会議で貿易自由化の日程きめる
- 全国で学力テスト、一部に拒否校
- 国語審議会新委員四八人きまる

- 九月二七日 臨時国会開会式
- 裁判官訴追小委「飯守発言」訴追せずと決定
- 九月二八日 衆参両院で池田・小坂・水田三相演説
- 公定歩合、二九日から一厘引上げ
- シリアで反乱
- 九月二九日 シリア新政権樹立
- フ首相、池田返書に回答
- 愛知県議会、公安条例の改正で、乱闘さわぎ
- 九月三〇日 首相、フ返書に反論—領土、一步も譲らず。ヤルタ協定認めぬ

す。それから死んだ場合の補償は、労災では平均賃金の一〇〇〇日分ですね。一〇〇〇日分というところ、ところが損害賠償の場合は、死ぬまでのうべかりし利益をみてそれから生活費を引いて賠償額を出しますが、そうすると一〇〇〇日分どころではなくてもっとたくさんもが出るわけです。労災の場合は労働基準法による無過失責任としての災害補償が基礎になっていますから、あれは定額責任で限度をきめている。まさに責任制限ですけれども、一般の場合にも単なる業務上の災害でなく民法上の責任が事業者にある場合には、あの限度をこえて民法上の賠償責任が生ずるのです。それが原子力責任の場合に、従業員は今度の無過失責任の特別法でなく、民法の過失責任

我妻 問題がたくさんあつてお話しは尽きないようですが、重要な問題については一応御発言願つたようですから、この辺にしておきましょう。

場原則でいくというのであれば、従業員の補償は一般人の場合よりもかなり薄くなるおそれがある。ただ従業員がここに入ってくると、五〇億円というようなファンドが従業員の方にもくわれてしまつて、ほかの一般人の方がそれだけ少なくなるといふ問題もあるだろうと思ひますけれども、従業員は労災ではおいていいということにならないわけです。